

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	受付締切日時の「2024年9月4日0時0分」は「2024年9月5日0時0分」とすべき。意見提出期間は9月4日までだから。	御指摘いただき、ありがとうございます。 意見・情報受付締切日時を「2024年9月4日23時59分」に修正させていただきました。	無
2	個人	指定地域共同活動団体は、市町村において、ある種の特権を有するものとなりえます。 そして、その活動及び会計の情報公開は非常に重要であり、当該団体において主体的に行うべきと考えます。 については、対象規定第八号の次に、次の一号を加えることを提案します。 九 活動及び会計の公告その他の情報公開に関する事項	指定地域共同活動団体に対しては、自主性・自立性を最大限尊重する一方で、指定の効果として、市町村による支援や調整、随意契約等の特例が適用されることから、団体の適正な運営を確保する必要があります。 このため、地方自治法第260条の49第2項第2号において、市町村長が指定地域共同活動団体として指定できる要件の一つとして、「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。」を規定しています。	無
3	個人	主題は第二百六十条の四十九第二項第三号についてですが、私は「指定地域共同活動団体」制度について意見を投稿したことがありませんので、この機会に投稿します。 ----- 「指定地域共同活動団体」制度には反対です。 自治会は、地域住民が立ち上げましたサークル活動的な団体でして、市町村の下部組織ではありません。 (資料)自治会の本質と判例について https://vampire.blog.jp/archives/jichikai01.html 市町村は、自治会に対してはノータッチが好ましいです。 また、高齢者が仕切る自治会は間違った方向に進むことがあります。これは、組織内で競争に勝った者が代表者になるのではなく、無能な者でも代表者になれることがある為です。	指定地域共同活動団体制度は、市町村の判断により、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、指定地域共同活動団体として指定し、その活動を支援するものです。 制度の運用に当たっては、指定される団体の自主性・自立性を最大限尊重することとしています。 具体的には、指定はあくまで団体からの申請に基づくことや、適正な運営を確保するための市町村による団体への関与は、活動状況等の公表や、報告徴収・措置命令等、必要最小限の事項に限定することなど、地域における様々な主体による地域コミュニティ活動を阻害することのない制度としています。	無
4	匿名	【従来】 自治会は、市民が結成したサークル活動団体で、市町村の下部組織ではない。 【新制度】 市長村長が指定した自治会は、下部組織になる。 上記の趣旨であっていますか？ 自治会に未加入者は公有地のゴミ捨て場を使わせないと張り紙貼られ、避難所の学校には未加入はくるな、政府の物資も渡さないと高齢者に脅されたことがある30代前半の单身ですが、これ以上なにかあると精神的に生きていくのがつらすぎます。 そのようなことを役所絡みで行えるような法案でしたら反対です。ゴミ捨て場の問題や、避難所を自治会が占領することなく、さらに自治会による人権侵害、生存権侵害がなくなるなら賛成です。 よろしくお願いします。	指定地域共同活動団体制度は、市町村の判断により、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、指定地域共同活動団体として指定し、その活動を支援するものです。 制度の運用に当たっては、指定される団体の自主性・自立性を最大限尊重することとしています。 具体的には、指定はあくまで団体からの申請に基づくことや、適正な運営を確保するための市町村による団体への関与は、活動状況等の公表や、報告徴収・措置命令等、必要最小限の事項に限定することなど、地域における様々な主体による地域コミュニティ活動を阻害することのない制度としています。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
5	匿名	<p>当市も少子高齢化により、各団体の役員が欠員となり、団体活動に支障が生じている。この現象は市内の団体に共通するものであり、今後、地域福祉活動に支障が生じ、行政運営が厳しいものとなることが予想されており、すでに、民生委員や自治会役員、消防団員、各地域の人権擁護委員も欠員となっている。協働のまちづくり団体においても、担い手不足により、団体の活動が休止する事態となっている。今後、地域の団体が活動ができなくなれば、きめ細かい行政サービスが不可能となり、社会不安が生じ、安全安心のまちづくりが出来なくなってくる。特に当市は、合併特例債もなく、過疎地域でないために、国からの財政支援が無い。地方行政の努力が足りないと言われればそれまでだが、財政が厳しい中で、担い手不足に陥れば、打つ手がなくなり、じり貧になる。これまで地域の安全安心については、ほとんどが非営利活動で、住民の善意に頼りすぎである。行政サービスを担い手を望むのであれば、業務に見合う対価を支払うことは、当然であり、財政負担が必要になる。今まで、国において、地域おこし協力隊や集落支援員など、特別交付税で行っているが、3年程度しか任期がなく、特別交付税では、財源として不安定である。</p> <p>今後は、地方交付税措置として、まずは、民生委員や保護司、人権擁護委員など、活動に見合う報酬を措置することと、地域おこし協力隊や、集落支援員、その他地域福祉を担う団体についても、継続した報酬を措置するなどの、安定した財源の裏付けが必要である。地方公共団体は国や県の下請けでもなければ、財源や物資を都市部に供給している。電力供給や、産廃処理など、迷惑施設は地方に押し付けて、都市部に税金を集中させ、地方をお荷物扱いすることは憤りを感じる。郵便局はなくなり、JRも都市部だけ便利になっている。すべて国が利潤追求した結果、地方の仕事がなくなり、人口減少の原因となっていないか？地方も日本国であることを忘れないでいただきたい。国土強靱化や、国土の平等な発展を誘導することが国の責務であると考えます。</p>	御意見として承ります。	無
6	個人	反日勢力や、共同体を破壊するような団体あるいは、外国人(外資)主体の団体は規制してください。	御意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
7	株式会社エイジェック	<p>この度、第33次地方制度調査会答申を踏まえた地方自治法の一部改正により創設された「指定地域共同活動団体制度」について、定款等に定める必要がある事項については強く賛成いたします。</p> <p>市町村が提供する行政サービスの維持は、特に人口減少が進む中で喫緊の課題であり、地域の多様な主体との連携及び協働を推進するためのこの制度は非常に有効な手段となると考えています。しかしながら、市町村が団体を指定する際には以下の点についても考慮が必要だと提案します。</p> <p>1.団体運営の透明性と経営の安定性 市町村が指定地域共同活動団体を指定する際、透明性と経営の安定性は最も重視されるべき項目です。これは、持続可能な行政サービスの提供を確保するために不可欠です。</p> <p>2.サービス内容の専門性と実績の確認 指定後に提供されるサービスに関して、各団体の専門性やこれまでの実績も重要な基準として考慮すべきです。特に、住民に対する直接的なサービス提供を行う場合、質の高いサービスを提供できる団体を選定することが求められます。</p> <p>3.DX(デジタル・トランスフォーメーション)を背景とした広域でのサービス提供 昨今のDX化の進展を踏まえ、遠隔でのサービス提供が可能な団体にも指定を拡大すべきだと考えます。これにより、市町村内の団体に限定せず、広域で質の高いサービスを提供できる団体も指定の対象とすることで、より効率的で柔軟な対応が可能となると期待されます。</p> <p>4.幅広い行政サービスの対象化 共同活動団体が担うべきサービスとして、地域の防犯や高齢者見守りといった伝統的な自治会的なサービスに加えて、行政窓口業務やマイナンバー業務などの高度な行政サービスも対象に含めるべきです。これにより、より多様なニーズに応じた地域社会の支援が可能になると期待されます。</p> <p>以上の点を踏まえ、地方自治法の改正が地域の持続可能な発展に資する制度として機能することを強く希望いたします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>